

平成25年第1回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

平成25年3月12日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 1 15番 佐藤富男君 (P25～P46)

No. 2 6番 仁平喜代治君 (P47～P53)

No. 3 16番 室井清男君 (P54～P62)

・出席議員（17名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	環境保全課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	金田勝義君
建設課長	高橋廣志君	企画調整課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	参事兼 学校教育課長	水野由次君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	東宮清章君
代表監査委員	鈴木光明君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議事局長 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、議会運営確認事項で答弁も含め1人につき約90分以内を原則とします。

それでは、通告第1、15番佐藤富男君の一般質問を許します。15番佐藤富男君。

◇15番 佐藤富男君

1. 憲法、地方自治法と村長の行政執行の姿勢について
2. 一般行政について

○15番（佐藤富男君） 15番です。通告いたしました順序に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、村長の行政執行についてでございますが、佐藤村長のさまざまな行政執行が、日本国憲法、そしてまた地方自治法及び西郷村条例に遵守して行政執行が行われているのかを検証し、主権在民、議会制民主主義にのっとって行われているのかについてちょっと精査をしてきたいと思えます。

いわゆる我々議会議員には「議員必携」というものが配付されまして、この議員必携のいわゆる憲法、地方自治法、そしてまた会議規則、そういったものを勉強しながら我々は議員活動を行っておるわけでございますが、この議員必携の中に、このような文言があります。「議会は、住民を代表する公選の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関である」ということです。そしてこの地方議会の設置根拠が憲法で保障されているということでありまして、この議会の議決がいわゆる村民の意思として反映されるというふうに私は長い間理解をしておりました。

そして、地方公共団体の長は、議会の議決を経た上でもろもろの事務を執行することとされ、独断専行を許さない建前がとられております。そしてまた、議会の使命といたしましては、政策の形成過程に参画しながら予算、契約、条例等の審議において最終的な政策の決定、すなわち地方公共団体の意思決定を行っているのであります。

そしてまたもう一つ、議会はその我々が決定した政策を執行者である村長が適法、適正に、しかも公平、効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視する機関でもあるという非常に重要な議会であります。

また、議員の職責といたしましても、議員の一言一句は、とりもなおさず住民の意思であり、住民からの声であると言うべきである。議員が行う質問や質疑、討論は、同時に住民の疑問であり意見であり、表決において投ずる1票は、住民の立場に立っての真剣な1票でなければならないし、村長もそのことを強く認識して村政執行を行っていく必要があると思えますが、我々地方議会は、国会と違って衆議院、参議院と

いわゆる2院制をとっておりません。いわゆるねじれ国会というものがありますが、我々地方議会にはそのようなものはありません。

しかし、今現在の西郷村政は、議会と村長との間にやはり深い溝があり、また壁があり、ねじれていると、非常にねじれてしまったというふうに私は感じております。議会と執行部が常に言われている、車の両輪であると言われてますが、この両輪では全くなくなって、いわゆる運転手のかじと、それからハンドルと、それからタイヤの向きが全く反対方向に向いているんじゃないのか。それを修正するために、それでは議会議員が村長のほうに行って頭を下げて、そのようにお願いしますということを経験者さんをお願いするのか。もしくは、村長が議員にとともに話し合っている村づくりしようということで、謙虚に紳士的に歩み寄っていくのか。この2つしかないわけですが、このいわゆる常識的な、村を代表し村民から大きな負託を受けた村長、また議会がこのような状況の中で村政執行が行われることは、非常に村民にとって不利益であります。

このことについて、村長は現在、私の言ったことをどのように感じられるのか。まずは伺いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 15番佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

ねじれているということではありますが、ねじれてはいないというふうに思っております。1つは、今、議会の憲法上の規定、あるいはこの権限等について述べられました。そのとおりであります。やっぱりこの日本国の中における福島県民であって、西郷村民であるということを考えて、国民としてその代表者がつくった憲法、これを遵守する。その中において地方自治についての規定があります。どう書いてあるか。言ったとおり、地方、やっぱり公共団体としてのそこに住まいする人たちが将来にわたって、この憲法の前文に書いてあるように、そのような方向に向かって生きていくというためには、地方自治制度を確立していく。その中における議会のあり方、これは、地方自治法その他の憲法を受けた法律で決まっているわけでありましてね。自治法上については今、るる述べられました、そういうことが書いてあります。

他方、この議会のほかに、今度は執行権のことが書いてあって、それはまた別に規定してあります。議会は申されたとおりでありまして、執行権についても同じ部分について述べられております。国会と違う、2院というお話もありましたが、この2院よりもやっぱり議院内閣制と大統領制との差を述べられております。直接責任をとるのか、あるいは間接的に責任をとるのかという部分があるわけでありまして。ここにおいて述べられました議会と長、執行権者とのことが書いてありますが、これは述べられたとおり、チェックアンドプラン、それがうまくいって、そして目指すべき悲願に到達するというところにいろいろ議論があろうと思います。議論があって、時として対立することもあると思いますが、この対立といったことがやっぱり次の段階においていいほうに集約する、これが努力として必要というふうに解説では書いてあるわけでありまして。

そういうことで、憲法上の規定、あるいは地方自治法その他の方向性に沿って、私たちはこの行政を執行していかなければならない。そういった義務があるという中において、今議会を開催されているわけでありますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の再質問を許します。

○15番（佐藤富男君） 今、村長からねじれていないのかどうかということでお話を聞きましたところ、村長はねじれていないというお話をされました。

結局、その認識が間違っているからこういうねじれが起きている、私はそう思います。ねじれていることをねじれていると認識できる人ならば、こういうねじれは起こり得ないんですね。例えば、平成24年に西郷村議会が、いわゆる原発事故によって山が汚染され、土地が汚染されました。そして、全くその原発事故と前ではその土地に対する下落もありましたし、土地に対する考え方も180度変わったと思うんです。しかしながら、土地の固定資産税の問題について、前回、陳情第3号として「山林に対する固定資産税の減免措置に関する陳情書」というのがありました。これを議会は採択したんですね。いわゆるこういった汚染されているから固定資産税についても減免等を考えなさいということで議会は決めたんですが、これに対して村長は、村は近隣市町村の動向を見て判断したいというなんか話を予算説明会で担当課長はされましたが、大きく認識ずれているんですね。いわゆる西郷村は村としてどうなのか。いわゆる中島村や東白川郡、そして白河市でも東のほう、線量が低いと言われているんです。ところが、西郷の場合は高いんです。これを同じような立場で同じように法律で同じようなことをしようと思うから、村長は間違っている。

だから、子どもたちの問題についても、原発の問題、放射能問題についても、西郷村は西郷村独自の事態をきちんと精査をして調べて、実態に合った対応をしていかなきゃならない。白河市がこうだからじゃないんです。西郷村は西郷村としての対応をしなければなりません。固定資産税についても、議会は村民の意思として、もうこれは、例えば今福島県で、聞きますとキノコの原木は一切出荷停止らしいです。そしてまた、山の山菜は一切食べられない。キノコも食べられない。タラノメも食べられない。そして、同僚議員のお話を聞くと、いわゆる杉の苗を売っていたり、そういう方々も一切商売にならない。杉の木も売れない。こういう方々に対して、固定資産税は原発事故の前と同じ、全く変わりませんから同じ税金ですよというのはいかがなものかと。

私は、全部を減免しろとは言いません。私は、それなりの状況調査をして、東電が今できないものもあったとしても、村としてこのような出荷できないもの、今まで山菜をとって山菜を売っていた、ある程度家計の足しにしていとか、いろんなものであると思うんです。そういったものをつぶさにお話を聞きながら、そして村は村としてのきちんとした対応をしなければならぬと思うんです。そして、その分についての対応した部分は、当然これは原発の事故の原因者である東京電力または政府に請求すればいいんですね。

そしてまた、この固定資産税の減免については、村長、地方税法の367条に市町

村長は、天災その他特別の事業がある場合において固定資産税の減免を必要とする
と認める者に対しては減免することができるとなっているんですね。だから、一概に白
河市とか近在がどうだからでなくて、村は村として見つめ直して、しっかりと現実を
見て、それについて村長としての、執行者として村民に対する温かい、やはり紳士的
な気持ちでこういった問題にも取り組むべきだと私は思います。

この件について村長のご見解をお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今述べられたのは、そのとおりだと思います。行政には、1つは
法律上均一性というのが求められています。これは全国一律にやるべきもの。同時に、
独自性といったものも加味されてはいいのではないかと。これは気候風土あるいは地域文
化、いろいろありますので、それについてはおっしゃるとおりだと思います。ただ、
今の固定資産税はにわかに出てきましたので、その前後も含めて税務課長からひとつ
今のいきさつについて答弁いたします。（不規則発言あり）いや、もう一回説明しま
す。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 15番佐藤議員のご質問にお答えいたします。

昨年の12月に陳情のありました山林に対する固定資産の減免につきましては、議
会において採択ということになりまして、その後、事務レベルでの検討も行いました。
その中で、西白河郡の状況とかも加味して、村の方針としては現段階では東電の補償
の方針がまだ決まっていない、実際に補償については原木等実害があったものに対し
ては賠償の対象としておりますが、それ以外の通常の立木とか山林の土地に対しての
減収、被害の程度、それからその後の賠償の方針等がまだ示されていない状況でござ
います。

本年の1月末に東電から地方公共団体の賠償の方針についてもある程度は示してき
ていますが、それも中間指針に基づいて示している程度でございまして、税収の減収
に対しての賠償の方針はまだ出しておりません。そのような状況から、今後それら
の方針に基づいて村が請求すべきか、地権者が東電に直接請求すべきか、その辺も含め
て検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ただいま課長からこれまでの流れはお話し申し上げました。

憲法上にある勤労の義務、あるいは納税の義務、なぜこれが大事なのかと申しま
すと、やっぱり地方自治法、あるいは国家においても財政論になりまして、何によっ
て（不規則発言あり）いやいや、そうではない。なぜそういったことが判断として出
てきたかということをもう少し申し上げます。

やっぱり財政論としまして、税収によって、そして地域福祉サービスを実現すると、
この裏表の話があるわけでありまして。今言いましたように、災害等においてやはり
税の減免等が発動することがございます。これは申されたとおりです。この場合は、
やっぱり地方税制の不均一課税といったことになって、それは地方交付税で補填する、

そういったことがあって地方自治体はできると、要するに安定した税収を確保するという方式をとっているわけであります。

今回のことに対しましては、いろいろお話はあったわけでありますが、税の体系、あるいはバックアップ機構、そういったものが働かなければ、やっぱりこの不均一課税を行うことについてはちゅうちょせざるを得ない。ましてや途中経過にあるわけでありまして、どちらが請求すべきかということを見きわめた上といったことが必要だろうということで、そういう結論に達したわけでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長に申し上げますが、できるだけ答弁は完結をお願いします。

（不規則発言あり）

（「議事進行」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議事進行について議長に申し上げます。ということは、一般質問は議員に与えられた一定の決められた時間があるんです。その時間を要点以外のことでしゃべられて時間がつぶされたのでは、これ議員の発言する時間がなくなるんですよ。議長から厳重に注意してください。

○議長（鈴木宏始君） ただいま16番室井清男君から議事進行についての発言がございました。議長としても、ただいま村長に簡潔な発言を、答弁をお願いをしたところでございますので、ご了解願います。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ということは、結果的に村長は、議会が間違った議決をしたというふうに村長は申しているんですね。議会が思慮深く考えなかった、間違った議決をしたというふうに議会の議決を否定しているんですね。

わたしは、この固定資産税をなぜ減免してほしかったかということ、お金じゃないんです。原発事故と前と後が全く価値観が変わらないということは、原発事故はなかったということを肯定しちゃう。そして、一律賠償についても8月31日で打ち切りですということも、収束宣言も認めたことになっちゃう。だから我々はそういったきちんと実際にはそうではないことをアピールしていかないと、県外の方々からいつまで賠償を求めているんだという間違った認識をされちゃうんです。だから、こういったものは、汚染されたものは汚染された、食べられなくなったら食べられなくなったということをきちんとやはり意思表示をしていく。そのパフォーマンスがいわゆるこういった減免にもつながってくる。減免したものは地方交付税で国がよこしなさいと、国の責任があるんだからと。

企業を誘致すれば固定資産税3年間免除ですか。8割返ってきますよね。そういったいわゆる地方交付税の還元も含めて、村長は町村会長をやっているんだから、当然そういった交付税で返すということもできたはずなんです。そういったことも一切やらなかった。ただ、議会のやったことは間違っていたんですよということを今日はっきりと申されたので、そういったことがねじれだと私は思っております。だから、村

民の意思ではなくて村長の独断でこのことを進められたということですね。

次にですが、法律といわゆる執行との間の中において、いかに村長が議会を軽視しているかということです。

平成23年8月28日に西郷村議会議員選挙が行われました。以来、代表監査委員は1名、鈴木さんいらっしゃいますが、議会選出の監査委員はいまだ1年7か月の間おりません。議会が村のいわゆる監査ができないんです。させないんです。こんなことを平気で、平気でですよ、村長はやっているわけです。だから、私は、村長は間違っているんだと、やはりきちんと地方自治法にこれありますよね、地方自治法に。代表監査委員1名と、いわゆる議会選出の議員1名ずつ置きなさいと、市町村の場合はなっていますね。これ置いていないんです、ずっと1年7か月。そして、鈴木さん1人でやっている。これ本当に正しい監査が行われていますか。これ後で今度私また指摘しますけれども、こういったことも村長はねじれなんです。村長は地方自治法、憲法、こういったものについて遵守しないでやってきているということなんです。

その次に、そういったことで暴走されていると、私は今、村長、思います。家族旅行村の問題についてもそうなんです。この問題について西郷村議会は今年の平成24年3月定例議会で特別委員会をつくり、その後に100条調査特別委員会をつくりました。そして、西郷観光株式会社に対し指定管理しておりますが、中身について非常に報告書を嘘の報告書を書いて、買うべきものも買わないで買ったという報告をして、そして村の税金、それを非常に会社のほうで搾取、私からすれば搾取ですね、していたと思います。そういったことがあったから、100条委員会としては西郷観光株式会社に対して今までやるべきものをやらない、いわゆる業務指定管理の中に入っている業務をやっていない分については村に返還しなさいと。そして、ましてや写真の使い回し、肥料も除草剤も買わないで買ったようにして、何年ももう悪意ですね、悪質ですね。何年にもわたってやってきたと。だから、この指定管理も取り消しなさいと、そして、きちんとした体制をつくって出直しなさいというのが、今回100条委員会がつくった結果なんです。

しかし、この問題について、村長は昨年12月議会で委員長報告があった後に、我々にはたった一言も何もない。あったのは、当初予算の中に1,100万円という指定管理料が入っただけと。そしてこの中で、村長は所信表明の中で、監査委員からご指摘のあったことについては改善してやっておりますということを言っていますね。代表監査委員、どういっご指摘をしたんですか。（不規則発言あり）いいですか。今定例会が始まりました3月4日の村長の所信表明ありました。その中に、家族旅行村につきましては、議会、また監査委員の指摘事項などについて改善を行ってきており、温泉健康センターについてのアンケートを村内全戸に送り、現在実施しておりますとありますが、代表監査委員が村長に対してどのようなご指摘をされたのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 代表監査委員、鈴木光明君。

○代表監査委員（鈴木光明君） ちょっといいですか、質問。それ3月ですか。

○15番（佐藤富男君） 今議会です、今議会。

○代表監査委員（鈴木光明君） いや、家族旅行村の問題は毎年ちょっと同じような意見書なんですけど、やっぱり要は家族旅行村にも監査委員っていますよね。ですから、結局前にもお話ししたと思うんですが、帳票チェックでなんかはやっていませんけれども、村からやっぱり何千万円という金がもうあちらに行っているわけなので、この辺のところをもうちょっと有効に使われているか、そういったことをするべきだという意見書を書いたのは記憶にあるんですが。

それと、もう早くその方向性というかな、そういったものもきちっとやるべきじゃないかというのにもなにか書いたような記憶にあります。一応、今のところそれでいいですか。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 全く話にならない代表監査委員の答弁ですね。これだけ100条委員会で不明な、いわゆる不正な業務報告を行って、何百万円、何千万円になるかもわからない、そういったお金が不当に西郷観光株式会社に支払われているというのが100条委員会の結論なんです。そして、業務報告についても、やらないことをやりましたということを書いて業務報告を出している、何年も。それでお金をもらっているんです。写真なんかについても、まるっきり別な場所の写真とか、そして前の写真を使い回しをしたり、本当にいいかげんなことをやってきたんです。だから、そういう業者が指定管理者、いわゆる村の公金を扱う指定管理者としてはふさわしくないとはっきり言っているんですよ。これに対して監査委員が、村長のお話ですときちんと指摘を受けたと言って、改善したと言っている。これも今聞いたらまるっきりうそでしょう。何をご指摘を受けて、どの部分を改善したんですか。話にならないですね。

じゃ、待ってください、いいですか。その前に、監査委員、監査委員も聞いてください。指定管理者制度で、これ3年契約ですね。（不規則発言あり）毎年、3年契約ですね。そして代表監査委員は、その指定管理者の選考委員になっていますか。なっていますね、なっていましたね。（不規則発言あり）なっていましたね。指定管理者を選んで、そして協定を結んで、業務を指定管理をお願いするときには、いわゆる債務負担行為、3年契約ですから3年間の債務負担行為をなささいということで、地方自治法にはうたわれているんです。このことをやっていますか、今、監査委員。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前10時30分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時37分）

○議長（鈴木宏始君） 代表監査委員、鈴木光明君。

○代表監査委員（鈴木光明君） どうもすみません、お待たせしました。

今、佐藤議員からの債務負担行為をやっているかという話だったんですが、これは

現在やっていません。それと、先ほど、村長の代表監査委員の意見書のもとという話、なさいましたけれども、これは3月にこの問題が起きたときに、やっぱり今までのなにか踏襲的というのかな、慣習的になにかこう、はっきり言ってずさんな状態なのがちょっと見えてきたものですから、これは何とかせにやいかんというようなことで、村長にもちょっとどうしようという話したんですが、その後、100条委員会とかいろんな特別委員会ですね、もう今やられているので、その間、結局我々としてもちょっとこう動けないというようなことで、これが一応おさまりましたら、その後考えましょうといったようなことになっています。答えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局、議会から出すべき、また出さなきゃならない、法律で決まっている議会選出の監査委員も選ばない、そして代表監査委員1人だけに任せきりにして、何食わぬ顔でこうして平気でいられる。これこそ本当に無法でしょう。法律なんかないんじゃないですか。独断暴走の村政ですよ、これでは。

そして、今、代表監査委員が債務負担行為をやっていませんと言いましたね。地方自治法の第214条には、いいですか、当然監査委員わかっておると思うんですが、債務負担行為として「歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない」となっております。そして、これ総務省のガイドラインです。指定管理者制度に対する総務省のガイドラインを見ますと、指定期間が複数年度となり、かつ村の費用負担を伴う場合は、債務負担行為を設定する必要があるため、遅くとも指定管理者の指定と同一の議会において債務負担行為についても議決を得ることとすとなっているんですね。得ていないでしょう。違法でしょう。

また、住民課長かな、これはわからないけれども。今回、みずほ保育園の指定管理者の予算計上していますね。これも指定管理者の債務負担行為、課長、これは計上しましたか、予算に。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） 質問にお答えします。

平成25年度のみずほ保育園の指定管理の指定管理料については予算計上しましたが、債務負担行為については計上してございません。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局、今の佐藤村政がいかにも暴走しているか。いかにいいかげんな、無法な行政運営をしているか、これ明らかになりましたよね。これ一体どうするんですか。法律に逸脱した行為を予算執行をしてきたんですよ、今までも。これどうするんですか。この問題についてきちんと答弁いただくまでは、やっぱり私は再質問は続けられないです。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 答弁いたします。

まず、委託と申しますか、この指定管理のことですが、債務負担行為ありましたね。債務負担行為というのは財政上の支出の問題になります。単年度予算で決める場合は単年度で結構でございます。しかし、これは複数年にまたがる場合については、前提として契約する必要があるという場合については債務負担あるいは継続費、そういったものが地方自治法上、財政法で決まっている。単年度でやる場合は単年度予算に計上して、そして契約を当事者がみんなすればいいというふうになっています。

今の地方自治法上の指定管理者の問題です。指定管理者の問題は、これまでは財物法から公の施設法に変わって、法律はだんだんいろいろ進化をしてくれている。そして、小さな政府、あるいは財政構造の支出部門を対外的にやる場合について（不規則発言あり）だからいいというの、それ。（不規則発言あり）今、債務負担でやるべきであるというふうに書いてある。今議員おっしゃいましたが、そういうふうにも書いてあると今わかります。

結局、何年で契約するかと。例えば1年間で1万円だと（不規則発言あり）1万円という場合は、1万円で契約すればそれで単年度はオーケーです。（不規則発言あり）3年で契約する場合は3万円で契約しなければならんと。この場合は言ったとおり、債務負担になります。（不規則発言あり）だから、単年度でやる場合は単年度でいいわけですが。複数年になる場合は（不規則発言あり）ですから、それはこの公の施設の管理においてそういった方向を述べられておりますが、やっぱり単年度にていろいろ内容を変更したり、いろんなことが出てくると思います。そういったことを加味して単年度でやってきたということでもありますので、複数年でそっちのほうが望ましく、固定してきているというふうになれば、債務負担もやっていくということでもあります。

いずれにしても、指定管理の問題については、本当いろいろこれは発生した、でき上がった状況からいろいろ問題があります。受けるほうについては長期契約が望ましい。なぜかといえば、やっぱり計画が立てやすいし、人の採用もできやすいということです。しかし、予算は単年度でありますので、そう簡単にはいかんということがあられるわけでありまして。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 今の村長の答弁の途中なんですけれども、一応議長としては村長が説明しようというふうに話の内容に立ち入って（不規則発言あり）そういうことだけれども、決して（不規則発言あり）そういうことではないので、もうちょっと答弁続けさせてください。

○村長（佐藤正博君） そうということで、今の財政論の仕組みのことを申されましたので、そういったことを対応しているというふうに申し上げているわけでありまして。よろしいですか。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今、村長は単年度でやっているから債務負担行為は要らないんだと言ったんですか、今。この指定管理が単年度で決算しているからいわゆる債務負

担行為は要らないということを今答弁されたんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 支出の年度が基本的には単年度主義です、予算というのは。今年の平成25年度については25年度単年度でおさまる。ただし、仕事によっては単年度で足りつかないものがありますね。それは債務負担、あるいは継続費、長期継続契約、いろいろ契約があります。これはそのやり方の問題です。今お話しのとおり、この債務負担というのも確定して限度額を定めて、期間を定めてやるというのも方法だと思います。それは、やはり仕事を頼むといいますか、契約の内容が固まってきてということがあれば、非常にそれはわかりやすいんですが、なかなか単年度においての出たり、少なくなったり、多くなったりといった場合については、やはり単年度でやるということも手ではないかというふうに申し上げたわけでありまして。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） とにかく、村長のそのまやかしというか、詭弁というか、まずあきれ返りました。代表監査委員もこのことについて知らなかったんですね。こういう、そして監査委員は議会選出がない。なれ合いじゃないですか、これ、監査委員と村長。馴れ合いの村政でしょう、これ。誰もこれ、議会誰も見られないですよ、中身を。西郷観光株式会社との協定書、単年度契約ですか、3年の契約ですか。担当課長、どちらですか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 15番佐藤議員の質問にお答えいたします。

指定管理については3年で一応契約をしております。それで、また年度協定として1年1年の契約もしております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今のお話を聞くと、いわゆる総務省の言っていることじゃなくて、西郷方式というやつですか、それは、そうすると。指定管理者の西郷方式ですか。これ、議長、非常に大事なことで、議会の中で私が間違っているのであれば、これはそれでいいんですが、もし執行部がそういう嘘の答弁をしておまかそうとしているなら大変な問題なんですね、これ。

それで、債務負担行為、3年契約の場合は3年間の債務負担行為を組んで、そして予算の管理費の予算については当初予算においてその経費を予算措置するというじゃないんですか。1年ずつそれじゃ契約するんですか。違うでしょう。3年契約を結んだけれども、単年3年度でもってその金額は予算計上するというじゃないんですか。

議長、今の担当課長の答弁がこれ私としてはどうしても納得できない。それは納得できない。債務負担行為について総務省に問い合わせ、村長答弁が正しいかどうかについて確認していただきたいと思いますので、休議を申し入れます。

○議長（鈴木宏始君） 議運長お願いします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午前10時49分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時50分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時50分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

15番佐藤富男君の一般質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

先ほど、債務負担行為につきまして総務省のほうに確認ということでもいただきましたが、総務省の担当であります行政経営支援室、横堀さんという方にこの件に関しまして問い合わせましたところ、内容は、債務負担行為を起ささないことについては違法ではないということです。単年度での予算措置もあり得るという回答でございました。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 総務省のヨコジさんという方が（不規則発言あり）横堀さんですか、単年度でも結構です、いいですね、できますよ。これは指定管理料は単年度でもできるんです。ただ、いいですか、総務省の言っている通達は、結局こういうことなんです。平成22年12月28日の総務省自治行政局長から指定管理者制度の運用についてということで通達されているんですね。この中に、「指定管理期間が複数年度にわたり、かつ地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること」と言っているんですね。ということは、今横堀さんが言われたのは、私、総務省に抗議しますが、「指定期間が複数年度にわたり、かつ地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合にも債務負担行為は必要ない」というふうに解するんですね。そのように解してよろしいですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えします。

裏の話という、そういうものではない。結局、今の指定管理者制度は新たにできた制度です。要するにどういった方向が一番望ましいのかということで、全国のことを

見ましても、まだ債務負担行為でやっているのは半分です。それで、趣旨とすれば（不規則発言あり）いやいや、ちゃんと説明しますから。（不規則発言あり）いやいや説明します。（不規則発言あり）じゃ、わかったんですか。（不規則発言あり）いや、必要ないのではない。はっきり必要ないとかじゃなくて、まだ制度が途中で全部移行はしていないということを申し上げているわけです。要するに、指定管理というのが公の施設の管理として、もちろん行政が、つくった人がずっとやっていたら何の問題もない。これはいわばアウトソーシングの一つですね。それも、民間のノウハウを生かして、そしてつくった行政、公の施設としての意味合いが十分に達せられる、この両方を満足させなければ指定管理の制度は生きてこないわけです。

そこでどうするかということです。結局、受けた者がその趣旨に対してサービスを向上させていく。同時に行政の支出、例えば村からお願いするお金ですね、金額も下がっていけば両方いいわけです。ただ、それを言ってもそう簡単に、これは相反する目的でありますからそう簡単ではありません。では、どうやって受けたほうのノウハウを十分に発揮させることができるかということになるわけでありますので、この部分については相当弾力的に運用するといったことも必要だというふうに書いてあります。

そのことを考えますと、やはり今後の推移についてはお願いする内容をだんだん精度を上げて細かく決めていくといったことがありますので、そういったことで単年度もあるということを行っているわけであります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 総務課長にちょっと一言だけお伺いしておきますが、総務省に問い合わせたときに、協定期間は3年ですということはお話しされましたか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

3年というのは言うておりませんが、債務負担行為についてお伺いしたいということで、複数年度の協定ということは向こうは理解したと思います。（不規則発言あり）債務負担行為についてお伺いしたいということで話しましたので。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これは、横堀さんという方、私、大変後でまた問い合わせして確認したいし、抗議したいんですが、いわゆる単年度契約の場合には債務負担行為は要らないし、また長期、電気料とか水道代とかそういった契約するときについて長期にわたる場合も、債務負担行為は必要ないと。ところが、3年間という業務管理を委託して、そこで契約協定書を結んで、単年度金額が幾ら幾らで合計で幾らですよというものを結んだ場合には、債務が発生するでしょう、これ当然。発生するでしょう、3年分の。3年契約ですから。そういう場合には債務負担行為が必要だということなんです。そして、その都度3年間の間に予算が多少、仕事を抜いたり減らしたりするときにはそのときに変更契約の議会のいわゆる予算計上をしてもらえばいいんです。

ただ、横堀さんがそう言ったということは、横堀さんの責任をきちんと、私も議員

ですから職員でやっているんでしょからきちっとやらせていただきたいと思います。それで総務省の通達は何だったのかということを確認したいなと思います。

次に、いわゆるこういった問題については、法律上やはり誤解を招かないように、また間違いのないようにやらなきゃならない。そして、今回西郷観光株式会社がちゃぼランドをあったほうがいいですか、なかったほうがいいですかというアンケートをとりましたね。これ、とった内容について、また結果について詳細をちょっと件数と賛成・反対の数ということについて課長からお答え願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

西郷村温泉健康センターの今後のあり方についてのアンケートなんですけれども、発送件数6,857通、2月28日現在で2,800通回収しております。「必要」1,707通、60.96%、「不必要」1,006通、35.93%、「判断なし」、判断つかないということですね、これが87通、3.11%です。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今回のアンケートについても、非常に疑問があります。そしてまた、このちゃぼランドの存続について正当化したいという下心が見え見えなんです。これ、6,857通というのは、お話を聞きますと世帯主さんらしいんですね。そうすると、世帯主のうち2,800通が返ってきたと。このうちの1,707通が存続だということですね。西郷村の人口が1万九千六百、八百なんですね。選挙になると、成人している投票権のある方が1万5,000人を超えるんですね。そうすると、1万5,000人の1割の方々の賛成があるからちゃぼランドは合法で進めるんだという考え方なんですね。世帯主の方が、その家の家庭の皆さんが全員の協議をしてみんなで賛成反対決めたのなら別だけれども、そこのお年寄りがいつも温泉を使っていれば、100円で入れるのならばということで賛成するし、若い人たち、使わない人は反対になるだろうし、非常にアンケートのとり方がおかしいんですね。

どうせ出すのであれば、有権者、成人している方々全員に出すのであればわかるけれども、世帯主に出しておいて、その世帯主の中のわずか2,800。その中の1,700人。有権者の約1割の方がちゃぼランドを残せというから残すんだという、そういう回答なんですね。その程度でいいのかということですね。私は別にちゃぼランドをなくせとは言いません。ただ、もっと充実をして、ほかの東村のきつねうち温泉、泉崎のさつき温泉ですか、みんな黒字なんですよ。西郷だけなんです、莫大なる7,000万円も8,000万円も毎年お金つぎ込んでいるのは。そういうものを改革しなければ、いつまでたっても、今、今年も財政が厳しいですよ。そういう中で果たしてどうなんですかと。ある課長に言わせたらば、防犯灯の電気1基を千円のものを買うのだって予算を削られるんですという話しますよ。こういう中で、垂れ流し的に何千万円もの金をそういうただ安直にこういった賛成、反対、どちらでもない、わからない、またそのアンケートの中も丸は1個だけにしてくれとか、こういう意図

的に故意のアンケートで正当化するのはいかがかと思うんですね。

それで、村長にお伺いします。昨年の12月定例議会で、こういう西郷家族旅行村指定管理業務に関する調査報告、調査特別委員会報告書ですね、これが出てあるんですが、この中でこの委員会、議会としては可決したことがこう言っているんですね。西郷観光須藤社長がお金を返してくれということについては、役員会にはかって答えを出したいと。村長は、返納しなくていいんだというふうに、これは100条委員会ですけれどもも言っているんですね。全く村長はお金を返す意思がないということなんですね。しかし、これはあくまでも村民の貴重な税金なんです。そして、このずさんな業務とともに、虚偽の報告書を長年にわたって提出して、村長が社長ですから、村長が自分が委託をして自分が受けている、いわゆる双方代理ですか、いわゆるそういうあまりにもずさんな、本当に独断、独裁政権みたいな本当に公企業、公金と思わなような扱いをしてきたんですね。それについて何らこの12月議会から3月議会について意見も説明もない中で、そして3月定例議会にまた1,100万円の指定管理料を出してきて、また正当化しようとしているんですね。

じゃ、100条委員会の議会の議決というのは、あくまでもこれは村民の意思なんですよ、議会の議決は。村民の意思を無視して村長が一人で、ひとりよがりて村民の意思を謙虚に受け止めない、真摯に受け止めないで独走しているというのが現状です。

それで、西郷観光株式会社については、委員長が指定管理者としての指定を基本協定第24条の規定によって指定の取り消しをするべきだと言っているんですよ。村長、これについてどのような対応をされたんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えをいたします。

まず1つ、村民の意思を反映していないアンケートではなかったかという言い方があります。これは間違いだと思います。なぜかといいますと、1つはやっぱり地方自治体は全員総会、町村総会みたいなのがあって、1万9,000、今700、800近いんですね。全員集まってこの賛否を決する、一番いいと思いますが、やっぱりそうはできない。代議員制をとっている。その代議員制の代表がということで議員の皆様、当然であります。私も、大統領制ですので選挙を経て出てきました。ということではありますが、要するに代表はどういうふうに意思を出すかということではありません。

アンケート調査は、悉皆調査、これは国勢調査ですから全部できればいいんですが、なかなか手間暇が大変ですからできません。よって、無層多段階ということで、統計学上の結論がありますね。大体1,500だという話ですが、NHK、あるいは朝日新聞、いろんな世論調査が出てきますが、標本数、要するにアンケート調査するのはやっぱり1,000から1,500が多い。よくごらんになると思います。そういう結果ですので、今回さらに戸主といいますか、世帯主に出したということについてはやっぱり……

○15番（佐藤富男君） 議長、議事進行。私が言っているのは、100条委員会の委員

長報告について取り消しをなささいと言っていると。それをしないんですか、するんですかと聞けばいいんです。

○村長（佐藤正博君） ちゃんと今説明しています。今言っているのは話の途中だから。（不規則発言あり）いやいや、ちゃんと説明しないと（不規則発言あり）誤解を招くから。誤解を招くから。（不規則発言あり）いや、これは一般質問だから。一般質問は質問と答弁をちゃんと（不規則発言あり）はい、わかりました。

そういうことで、代表する意見であるとは思っています。ただ無層多段階ではなくて、一家の世帯主ですね、世帯主はよくこういった問題があれば家族に聞いていろんなことをご判断なされるだろうという思いがあったからした。1つは、やっぱり大きな震災がありましたので、あの建物がどうなった、継続できるのかどうか一番心配だと。しかし、もう一つは、議員おっしゃるようになかなか改善してやめたほうがいいという話、再三されています。よって、去年議会でも出ました。アンケート調査をすべきである。ですから、私はした。その結果、今の60%以上が賛成、継続してください。私もその後ずっと聞きました、現場に行ったりして。これはやっぱり先人がつくった、議会を経て。やっぱりこれを継続してもらいたいという声がいっぱいあります。同時に、少しよく考えたらいいでしょうという意見もありました。その結果をもって当初予算に計上いたしました。なぜか。やっぱりいろいろ調査委員会あります。そういった意見といたしますか、それも承知しております。しかし、市町村長の責務は、これは執行者であります。議会のいろんな議決はありますが、それをいろいろ見て、世の中の意見をよく聴取して、そして村長は判断をして執行しなければならないというところがありますので（不規則発言あり）何、答弁をしているんです。（不規則発言あり）そういう結果でこれを私は。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前11時38分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時41分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま一般質問の途中でございまして、休憩をとりましたのは、質問者も答弁者も限られた90分という時間の中で質問・答弁をやっているものですから、その辺をご考慮いただいて、できるだけ簡明にご発言をしてほしいということをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

15番佐藤富男君。（不規則発言あり）

とりあえず15番佐藤富男君の一般質問を続行します。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前11時42分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前 1 1 時 4 6 分）

○議長（鈴木宏始君） 現在、15番佐藤富男君の一般質問の途中でございますけれども、ここで議事の整理をしたいので、休議をとりたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 4 6 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

○議長（鈴木宏始君） 先ほど、午前中休議を早目にとるなど、一部議長の議会運営に不手際がございまして、まことに申しわけなくお詫びを申し上げます。なお、その間、議会運営委員会を開催していただきましたので、このことについて議会運営委員長よりご報告をいただきたいと思います。

12番上田秀人君。

○議会運営委員長（上田秀人君） 議会運営委員会の結果についてご報告をさせていただきます。

ただいま15番佐藤富男議員の一般質問の最中でありまして、村長答弁が的を射ていなく、質問に対する答弁になっていないとの指摘があり、協議をいたしました。その結果について、村長には議長から質問に対する的確な答弁を簡潔に求めることとし、さらに、質問者が答弁を止めた場合においては、議長は議事整理権により答弁を止めることができるということで議長には委員長から申し入れを行いました。

以上が報告となります。

○議長（鈴木宏始君） ただいまお聞きのような答申をいただきましたので、会議規則54条にのっとりまして、議長もいわゆる議長の議事整理権ということについて深く理解をしながら議会運営に努めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

15番佐藤富男君の一般質問に対する答弁を求めます。（不規則発言あり）いいですか。質問でよろしいですか。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは簡潔に、村長と話をするとな無駄な時間ばかり費やしちゃうので、村長をパスします。福祉課長、それから商工観光課長、総務課長、お聞きします。

平成25年度一般会計当初予算に計上されました西郷観光の家族旅行村指定管理料1,100万、これをもし否決された場合には、西郷観光株式会社に対しての損害賠償、そういったものは発生しませんか。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） ただいまの質問にお答えいたします。

損害賠償は西郷観光株式会社のほうで決めるものですが、発生する可能性はあると思います。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） ご質問にお答えいたします。

みずほ保育園の指定管理ですが、否決された場合の賠償請求ということで、ちゃぼランド同様発生することがあり得るかと思います。総務課長の答弁のとおりかと認識します。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 基本協定違反ということで、賠償責任はあるかと思いません、私としては。総務課長と同じです。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 当然なんですね。それで、課長にお伺いしますが、どうしてその賠償される原因はあるんですか。どうして賠償されなきゃならないんですか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 基本協定は3年間ということで基本協定を結んでおるものですから、その中で1年で切れば、基本協定違反ということになるかと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 正直に答えていただいて結構なんですね。結局3年間、村は西郷観光株式会社に対する債務を保証しなきゃならないんです。だから債務負担行為なんです。それを単年度でやっていると村長が詭弁を使ったから、とんでもないこと。また監査委員もこのことについて全く理解されていないと。これが現在の西郷佐藤村政の実態だということを申し上げます。

なお、このインターネット中継は西郷ばかりでなくて全国、都道府県、いろんな方が見えています。今の村長の発言が本当に正しければいいんですが、もし間違っていたら、全国の市町村から笑われるという結果になります。私も笑われないように、正しい話だけをしたいと思います。

それで、100条委員会では取り消しをしろと、そしてお金も返してもらえということをして100条委員会は結論を出して議会で決まったと。これを村長は守らない。守らなければ、当然今度は議会は議会としての議決権の中でこの1,100万円を絶対これは使わせるわけにはいかなくなりますから、そういう中で対応するしかないというふうになると思います。

時間の関係もありますので、それでは健康推進課長にお伺いいたします。

今、西郷村の子どもたちが甲状腺検査が終わって、非常に今いろんな方が心配されておりますけれども、昨年末から始まった健康調査、村内子どもたちの結果内容についてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） ご質問にお答えいたします。

甲状腺検査の検査結果ですが、平成25年2月1日現在の結果を申し上げます。対象者が4,019人いらっしゃいまして、受診された者は3,464人、検査が確定した者の数は3,451人です。その結果の判定の内訳が、A判定、A1が2,022人、A2が1,402人、B判定が27人、C判定が27人になっております。A判定というのは、現状で次回の検診のときに受診をすればいいという人で、B判定の人は2次検査を後日受けていただくという方です。C判定というのは、直ちに2次検査が必要というような状態の人ということになっております。

本村の場合、2次検査が必要な者27名が出ておりますが、これについては4月の中旬以降に県立医大のほうで精密検査をするという予定になっております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 甲状腺検査の結果、西郷村のそういったA2、そしてまたB判定が私は想定外に感じております。福島県の平成24年度の検査結果につきましても、5ミリ以上のしこりがある方が538名ですか、24年度で。5ミリ以下が413人と。20ミリ以上の嚢胞が6人いらっしゃるということで、非常に危惧する数字になっておると思っています。

そういう中で、課長、今後村としてどのような対応をするか村長のほうから指示があったかどうか、村長の指示はどのようなものがあったかお伺いしたいと思います。なければならないで結構です。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） ご質問にお答えいたします。

一応、甲状腺検査結果を村長のほうに報告をし、協議をいたしました。それで、やはり子どもの健康を管理するという面から、できるだけ甲状腺結果を村としてもフォローするような体制を今後とっていきたいというようなことで話をしているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） じゃ、結構です。

そういう中で、今先ほどもお昼の休議中の中で村内の方からも電話ありました。我々の損害賠償、どうやってやったらいいんだろうということなんです。村でやってくれるんですか、そういう問い合わせがありました。しかし、我々が平成24年3月定例議会で議員提案で可決しました西郷村原子力損害賠償対策審議会条例、これがもし生かされて、今立ち上がっているのであれば、十分対応をして村内の方々全員、時効になる前にADRなり東電なり、また県なり国なりにそれなりの対応ができたんですが、村長はこの1年間何もしないと。立ち上げる気がないと。そしてまた、今年度の平成25年度当初予算にはこの賠償審査会の必要経費も計上していないと。議会の全会一致の議決を全く無視しているのが現在の佐藤村長。だから、もし今後何かあっ

たときには村長さんが責任とってもらわなければならない。我々は精いっぱいやったと、ここまで。あとは村長の責任です。

しかし、村長の責任あるけれども、これは地方自治法にこういう条文があるんですね。執行機関として地方自治法の第138条の2なんですが「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算、その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」というんですね。これ義務となっているんです。地方自治法では義務。その義務を果たしていないんです、村長は。

だから、全て議会の議決したものをことごとく馬鹿にしてというか、軽視してというか、全く執行しない。だから私はねじれていると言う。当初言ったのはそこなんです。そういう村長でございます。

この審査会につきましては、立ち上げないのはあとは村長の考え方ですので、私としてもどうしようもないし、また村民の方々が賠償したいという方はもう個人でやってもらわなければならないのかなというふうに思います。また、私自身は個人的にはまたこれから議会ですることについては精いっぱい村民の方々に応えていきたいとは思っております。

先日の、これ民友新聞ですかね、民報新聞ですか、出ているんですが、賠償請求を、請求支援を条例でということで、県内初、浪江町が議会に提案ということで、我々が1年前にやったこの損害賠償請求の条例を今やって、3月定例会に出して県内初と言っているんですね。我々1年前にやったことなんです。浪江町は今回出したんです。しかし、1年間、村長は全部放置したと。ほったらかしたと。これは村民の方々にはご理解していただかなきゃならないと思います。そして、現在こういった子どもたちが本当に甲状腺の中で不安にいる中で、村側がその受ける受け皿をつくらない。とんでもない話なんです。

だから、私はもう村長にこのことを言っても始まらないし、答弁もああいう答弁しかできませんから、私はここで再度答弁を求める気はありませんが、そういう状況でございます。

それから、行政区長制度についてお伺いをいたします。

行政区長制度は、村のほうで条例で行政区長の役割とかいろいろ定めてありますが、担当は住民課長ですか、これは。総務課長ですか。総務課長、ちょっとじゃお伺いいたしますが、行政区長の役割というのか、権限というのは、どのように理解すればよろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） ご質問にお答えいたします。

行政区長の役割でございますが、行政区長は地域住民と行政をつなぐパイプ役として、現在、行政区の要望の吸い上げ、それから、こちらからは文書の配布等、それから各募金等、それからそういった配布物についてご協力いただいております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 行政区長も名簿を見ますと新任の1年目の方、それから5年、6年という方が2名ほどおりますが、新任の方々に対してどの程度のご指導をされておるかわかりませんが、1つは危機管理の問題。もし村内で大きな事故があった、また村民を避難させる、または住民に対する行動を起こすという場合に、行政区長の果たす役割というのはどのようなものなのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

前回の震災のときもそうでしたが、各行政区長様には、その所管する行政区の災害の状況とか、そういったものを役場のほうにご連絡をいただいて、それから、役場のほうからは必要な物資とか、それから連絡とか、そういったものをお願いしてまいりました。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） いわゆる行政区長の役割は大変なものがあります。また、行政区長の方々は本当にご苦労されてはいると思います。ただ、一部、いわゆる我々が住民から要望を受けた、例えば街路灯の電気が切れているから直してくれ、街路灯を設置してくれ、あそこに安全標識をつくってくれ、そういった問題あります。そういうときに、村は行政区長を通して来てくれと。行政区長の判こをもらってくれ、承諾をもらってくれという指示があるんですね。これが今の行政組織体なんですか、村の。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

行政区長の皆様には、各地区の状況を把握してもらわなくてはなりませんので、それで行政区長を通して地域の要望というものを上げてもらってはいます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 西郷村行政区の設置に関する規則があるんですが、行政区長の任務、ありますね。その中に今のお話のあったことは第何号に当たるのでしょうか。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後1時21分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時23分）

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

第5条の中に、その他村長が特に必要と認め、指示した事項に関することがございまして、街路灯、カーブミラー等の設置に関しましては、それぞれ西郷村街路灯設置及び管理規程というのがございまして、その中で「行政区において街路灯の設置又は移設を要望しようとする場合は、行政区長が街路灯設置要望申請書及び私有地に設置することとなる場合は所有者等の土地利用承諾書を村長に提出するものとする」とい

う規定になってございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 行政機構として行政区長に、昨日今日一般村民であった方にそこまでの業務を私は預けるとするのはちょっと行き過ぎだと思うんですね。結局、今住民の方々が例えば行政区長さんと、私は特別ないですが、やはり中には相性が悪いとか、行きにくいとか、またいろんな流れの中でやっぱりいろんなものがあるというときには、要望に行けないんですね。また、我々も村会議員をやっている、例えば村民の方から街路灯をつけてほしいと言われたら行政区長の家までお伺いをして、区長さん、どうかこれ街路灯を申請してくださいということを頼まなきゃならないですね、今。これは正常な行政運営だと思いますか、総務課長。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

確かにおっしゃるような行政区長さんとの人間関係とか、そういったものはもろもろあるかと思いますが、行政側としては、できればひとつ窓口としてそういう形でお願いできればと思って現在まで来ております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） だから、そういう例えば今年の3月に総会を開いて今年から行政区長になりましたと。その方にそこまでの仕事を、業務を押しついたり、危機管理のときには全部ですよ、どのような危機管理体制になっているかわかりませんが、その行政区長の果たす役割というのはどうなのか。防災訓練とか、そういうものを行っているんですか。また、そういうのを指導したり、全て行政区長さんにそういった体制とか、そういうのをご説明しているのかと。私は疑問だと思うんです。

だから、私は、行政区長さんにそういうのを頼むのはいいですよ。頼みにくい方がおったときには、やはり村の役場の中に窓口をつけておけばいいんじゃないですか。窓口をつけておいて、そこに来た者に対して担当課の課長さんなり職員がその管轄する行政区長さんのほうにこのような住民のほうから要望がありましたので、村として対応いたしますということでもいいんじゃないですか。これだとだめなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

そのような方法もあるかと思いますが、検討してまいります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これはちょっと言葉として悪いんですが、結局、選挙絡みになっちゃうんですね、ある意味、ある部分は。行政区長さんも自分たちの仲間であれば一生懸命やるけれども、あれは選挙であっち反対だからこうだという方がいるかもしれないですね。いるとは言いませんけれども。そういうことも起こり得ると思うんです。また、いろんな問題があって、昔からのいろんな問題があってなかなか行きにくい、だけれども必要だという場合。だから、村の中にそういうしがらみを一切かけ

ないで、村のほうで、必用なものは必要なんですから、村が判断すればいいんですから、そういう窓口を設ける。住民課か総務課かわかりませんが、それを設けて、そして決定したものを行政区長さんに一応ご報告かたがたするという体制をとってもらいたいと思いますが。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） ただいまのご質問、よく検討して結果を出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 総務課長、そういうことで、今の議会の議会事務局長の机の椅子の後ろにあります、戒石銘が。村長はまだそれをわかっていないようですけれども、「爾の俸、爾の禄は民の膏、民の脂なり」と。「下民虐げ易き、上天欺き難し」と。皆さんの給料は村民の税金で賄われていると。その税金というのは、村民が汗を流し、あぶらを流し、稼いだお金で皆さん給料をもらっているんですよと、そのことを忘れるなど。そして、弱いものをいじめるのは簡単だと。簡単なんです。だけれども、そういうことをやっている、神様が見ていて罰を与えるぞという言葉ですよ。ぜひこの言葉は、私はすばらしい言葉だと思うし、これもう何百年も前から同じことになってきて、どうしても役場、公務員、官僚になっちゃうとそれを忘れちゃうんですね。そして、常におかしな方向に行っちゃう。今村長のように横暴に、軽視、議会を尊重しない。議会の議決とは村民の議決なんです、意思なんです。その村民の意思を全く無視するんです、現村長はね。

だから、それではならないんです。必ず、やはり上天欺き難し。必ずこれは私は村長にかかると思っております。そういうことを常に肝に銘じて、ぜひ総務課長はやはり平等に、そして村民の方々に、本当に弱い方々に手を携え、そして何かあればすぐに足でお伺いして、そして要件を聞いて対応するという謙虚な気持ちで行政運営をしていただきたいと思っております。そういうことをお願いして、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（鈴木宏始君） 答弁は。

○15番（佐藤富男君） いいです。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第2、6番仁平喜代治君の一般質問を許します。6番仁平喜代治君。

◇ 6 番 仁平喜代治君

1. 新白河駅西口広場周辺整備について
2. 商工観光行政について
3. 商工会の事業活動について

○ 6 番（仁平喜代治君） 6 番、通告に従いまして何点か質問をいたします。

まず、1 番目の質問は、新白河駅西口広場周辺整備について。駅前広場の改修工事が進み、東北の県南地方の玄関口として新たな姿が見え始めてまいりました。改修に伴い、周辺の道南西公園も改修され、立派な遊具も整備されまして、親子で公園で楽しみ、遊ぶ姿が見受けられます。改修されたのは喜ばしいことですが、残念ながら、公園内にトイレが設置されておりません。子どもたちは遊ぶのに夢中で、トイレへ行くのも限界近くまで我慢をされていて、そしていざトイレへ行こうかなと、そうするともう我慢できなくなったような状態で、そういう状態のときにトイレが近くにないと、どうしても近くに駆け込むと、そういう状態になるのではないかなと思います。

それで、周辺の、今回駅広改修工事でトイレも設置されるようですが、公園から距離にすると約 30 メーターぐらいはあるかなと。子どもの足にしてはちょっと急いで行くのも困難かな。それで、周辺の食堂やそういうところのトイレに駆け込む、そういう苦情が周辺の人から聞いております。もし公園内にトイレがあれば、そのような近隣に迷惑をかけるようなことがないのでしょうか。この公園内にトイレを設置されてはどうかお伺いします。

○ 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 6 番仁平議員の一般質問にお答えいたします。

新白河駅前の周辺といいますか、公園ができましたが、ご指摘のとおりです。子どもたちの声が聞こえておりますので、まことに喜ばしい限りですが、トイレがないというお話でございます。

道南の西公園でございます。今ありますこれは、平成 24 年 3 月にリニューアルオープンいたしました。村民の皆様にご利用いただいております、大変うれしく思っております。この公園を含めまして、新白河駅西口広場周辺につきましては、社会資本整備総合交付金事業により、平成 21 年度から一体的に整備を進めているところでございます。平成 25 年度は駅前広場にトイレの機能を持った待合施設を建設する予定でございます。公園利用の方々にはこちらのトイレをご利用いただきたいというふうに思っておりますが、ご指摘のとおり、少し遠いのではないかというお話でございます。いろいろ PR といいますか、誘導等を設けますが、なおご指摘のことに相当また問題が大きいとするならば、さらに調査をして、そしていろいろ対応していきたいというふうに思っております。

○ 議長（鈴木宏始君） 6 番仁平喜代治君。

○ 6 番（仁平喜代治君） トイレでございますが、あの周辺というと、高原大橋の下あたりに隣接というか、そういう緑地帯とか、そういうところもあるので、よく検討していただきたいと思っております。

それからさらに、公園に親子で遊びに来て、車で来ますね、大抵。するとその車が路上に駐車される。または、民間の食堂とかそういうところの専用駐車場にまでとめていってしまう。そういう声が聞かれるので、やはり公園の近くにそう何台とは、四、五台もあれば十分かなと思うんですが、駐車場の整備をされたらどうかな。もしも違法駐車、路上駐車によって事故でも起きてからでは大変ではないのかなと思うので、ぜひ駐車場の整備も進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘のとおり、高原大橋の下には7台分あります。当然周辺にも置いて、あちらこちらという中に置いて公園利用もあるかと思えます。よく整理といたしますか、それもしながら、ご指摘のように相当台数がまた増えてくるといったこととするならば、またいろいろ利用状況を見て対応していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 駐車場ですが、高原大橋の下に村で管理しておりますね。その中に、村所有の何台か空いている駐車場があるということも聞いておりますので、それを無断で駐車して、新幹線かなんかに乗っていってしまうと、そういう件があるので、十分管理の面で注意されて、そして公園の遊ぶ人がそこに安心して車をとめられるような、そういうことを進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次に、観光商工行政についてですが、その前に、関連がありますので、私たち八汐会が政務調査研修をしまりました。日付は1月7日から19日までの3日間でございます。（不規則発言あり）そうそう、17日から19日です。失礼しました。

実施先は広島県の熊野町であります。熊野町の面積は33.62平方キロメートルで、人口は約2万5,000人で、昭和40年、当時は約1万人程度であったと聞いております。それが広島市のベッドタウンとして県営熊野団地が造成され、それを契機に転入者が増加してまいりまして、昭和50年には2万5,000人に推移しているということでございます。

産業については、180年の歴史と伝統文化の工芸品、熊野筆があります。熊野筆には毛筆、画筆、化粧筆の国内生産の約8割を納めるほどに発展しております。筆の生産量も5,000万本、売り上げは年間約20億円と聞いております。

また、筆の里工房を拠点に筆文化の創造を発信し、行政施策として「筆の都」新都創生プロジェクトを創設、熊野筆を生かした観光振興・交流プロジェクトにより、交流人口の増加及び定住促進を図り、あわせて各種産業の育成を図っております。

町では、事業者及び町民が連携して筆文化の振興と筆産業の発展を図るため、春分の日を筆の日と定めております。さらに、教育では書道教室を小学1年生から取り組んでおります。筆の里工房の運営は平成9年に開設、財団法人筆の里振興事業団に運営を委託され、平成18年度から指定管理を導入し、指定管理料約7,900万円で委託し、そのほか、筆まつりの実行委員会が約3つくらいあります。その3つの各実

行委員会に1,200万円の補助を行っております。

なお、なでしこジャパンに化粧筆約100万円相当を国民栄誉賞として記念品が贈呈され、その宣伝効果により熊野筆の売り上げが5倍に伸びたそうです。これも、行政の指導と支援により商工業の発展に至ったものと思います。村長は、商工観光の振興についてどのようにお考えでおられるのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えいたします。

ただいま行政視察の結果についてお述べになりました。まことに、先達といえますか、日本各地において地方公共団体並びに地場産業との連携がうまくいっている、今申されましたように、国民栄誉賞に総理大臣から贈られたのがニュースに出たことを見ております。そういったことで、この熊野筆といったものが、また化粧品のみならず書道文化にまで、あるいは売り上げに貢献されること、まことに見事と言うほかはありません。ぜひともあやかりたいという気持ちを持っております。

では、我が西郷村はいかなる地場産業の振興をとということでございますが、現在、いろいろ我が村においても食品とかポテトまんじゅうとか、あるいはサーモンの問題とか、あるいは薫製とか、いっぱいありますが、世界のブランドたり得るかというふうになりますと、なかなか同一的な部分で終わってしまうという部分があります。

しかし、特に今回の被災3県、あるいは今の状態から見まして、やっぱりブランド品をもう少し底入れをすべきではないかという意図のもとに、いろんな国家、あるいは県、あるいは村も予算を組んでおります。西郷村においてもブランドイメージ回復事業といったものやっぴいこうじゃないかということを考えております。そういったことで、やっぱりそれをなし得る技術、あるいは人、あるいはそれを継続する資金とか、いろいろ問題があつて、またそういったものがうまく絡み合っただけにはできないものかというふうに思っております。

おただしの熊野町につきましては、相当これまでの伝統文化が集積して、さらに新たな開発、それが書道から化粧品まで幅広いということをこの前テレビでも言っておりました。そういったことの蓄積を、まずこれまでの西郷村の産業化においてもさらなる努力をすべきであるし、さらには村においてもそういったバックアップ、あるいは手を携えてといった連携が必要であるというふうに思っておりますので、地場産業を担う方々、商工会を含めて、いろいろ協議をしながらそういった方向で頑張りたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 前向きなご答弁ありがとうございます。

それでは、次に商工会事業活動について質問をいたします。

同僚議員には何人か商工会会員がおられます。私も会員の一人であり、商工会の理事でもあります。私は、議会活動以外の活動がない限り理事会に出席し、理事会の意見は行政に反映させたいと思って活動しております。商工会理事としての務めであると思っております。

そこで、商工会が行っている事業活動について、村長はどのように思っておられるのかお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えいたします。

商工会といいますと、産業振興の要であります。第1次産業は農林水産業があります。第2次、第3次を束ねていらっしゃるといいますのが商工会でありますので、産業の大どころを担っておられる。もちろん、その傘下にある会員の方々についても、議員もそのお一人だと今お話ありましたが、やっぱり地場産業をどう担ってさらに発展させていくのかということについては、会員の皆様との連携により、あるいは新たな事務事業を打つ、あるいはいろんなこれまでの継続すべき事業もあると思います。そういったことをまとめて、そして行政施策に反映できる提言、あるいは事業を担う部分、いろいろ錯綜しておりますが、西郷村の大いなる産業を担っていらっしゃる団体でございますので、ぜひ手を携えてともに発展していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、商工会理事会の資料に基づき何点かお伺いします。

本年度は、第5回の理事会の資料によりますと、原発事故災害補償金事務指導により、合意延べ件数124件、合意済み金額を含め請求金額は約5億5,000万円となっております。この実績は、職員による努力のたまものと認めます。村の要請により除染企業協同組合の立ち上げ、さらに商工会独自の村の特産品づくり、観光交流イベント等の活動を主とした企業組合の立ち上げを行っております。運営面では、会長みずから事業所を訪問し、会員が抱えている現場の声を聞き、商工会に反映させようとしております。西郷村商工会の会員数は増加傾向にあります。村長は、商工会活動に対してどのように思っておられるのかお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えいたします。

いろいろ今申されましたことにつきましては、本当にご苦労さまと申し上げたい。さらに成果が上がり、そして会員数も増えているというお話でございました。やはりなかなか単独ではできないものが、商工会という一つの団体によって大きな力を持つ、そのことが物事の解決に進んでいくという構図になってくれば、まことにありがたいわけであります。ぜひとも会員の皆様の結集によってこの力を出していただきたい、さらなる発展を望みたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） ご答弁ありがとうございました。会員の励みになると思います。

次に、特産品づくり、観光交流等を主とした企業組合についてお伺いします。

今年度は事業に着手して3年目に入りますが、サンショウ、ナツハゼ等を主とした本格的な製品、私もサンショウはわかっておりますが、ナツハゼはわからなかったで

す。それは通称「やろっこの鉢巻き」といって、アントシアニンという成分が大変ブルーベリーと比べると5倍から7倍ぐらいの成分があるというふうに、それをナツハゼを主製品としたジャムづくりというふうに聞いております。そのような本格的な製品に向けて推進してまいります。残念なことは、原発の影響で地元の原材料を100%は使えないことです。徐々に地元の材料の使用を高めてまいります。

製品の珍しさを売りに販売することになるかと思えます。最終的には加工場、調理場、農産物等を含めた特産品売り場、食堂を伴ったアンテナショップの建設を計画しております。その折には、村当局の支援をお願いするものです。私も企業組合に加入させていただき、地元特産品の販売を進めてまいります。

そこで、村長は、企業組合の立ち上げによる特産品づくりについてどのように思い、村としてどのようにかかわっていただけるのかお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えいたします。

特産品づくりはまことに望ましいことでもあります。地域の誰もが特産品というものはないのかと、これまで歴代の先輩の方々、一生懸命やってこられました。なかなか、さっき申し上げましたようにグローバルなものまで至っておりません。しかしながら、この火を絶やすことなく、さらには今申されましたような方々が携わっておられますので、ぜひとも先ほど申された大きな計画が成就できますように、よくかかわっていききたいといひますか、よく見守って相談していききたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 通告文よりちょっと外れて抜けた分もありますので。毎年恒例となっております地場産業商工祭ですが、今年は記念すべき30回を迎えます。商工会としては周辺の市町村にも参加を呼びかけ、ともに前夜祭も計画し、入場者の大幅アップにつなげて、あわせて当村のPR、地域の活性化を図り、風評被害を払拭を目指します。なお、今回は村と一体となり実施の方向で進めております。

準備の都合上、早い段階で村事業と商工祭の関係をどのような形で進めようとしているのか、村の考えをお示しいただければと思います。よろしくお祈りいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えいたします。

第30回地場産業商工祭に対してどのように対応されるのかというお尋ねでございますが、申されましたとおり、今年は30周年の節目を迎えるということで、皆様相当地にこの大会を盛り上げていこうではないかという機運が伝わってまいりました。そういった意味で、先ほどのいろんなブランドイメージの回復、あるいは特産物づくり、そういったものも派生して出てきた話というふうにお聞きしておりますので、やはりこの30年を契機としてさらなる発展を遂げるためのいろんな施策、あるいは準備をなされるというふうにお聞きしておりますので、地域と商工祭が、これまでも立派な商工祭ということで人がいっぱい集まっておりますが、さらに大いにかかわって

れる方々が増えて、そしてお話のような産業の発展と地域が発展する社会づくりの大きな推進力になっていただけるようになれば、非常にうれしいというふうに考えているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） ありがとうございます。

よく、事には人、物、金と言われます。一人でも多くの入場者を呼び込むには、それなりの人員、規模も必要です。最少の経費で最大の効果を挙げるのが当然ですが、規模も大きくすればお金もかかります。どうぞ、その辺をよろしくお願いします。

最後に、プレミアム商品券の発行についてお伺いします。

村には、中小企業組合合理化資金融資制度がありますが、村では、県内に先駆け、東日本大震災特例制度を設け、5年間無利子枠の拡大等、画期的な制度を創設していただきました。この件では、村内の事業所がどれほど助かったことかと知れません。

本題に戻りますが、アベノミクスにより円安・株高等により、中央では大企業を中心に輸出産業では潤っている企業もあるが、地方ではガソリン、灯油等の値上がり等で逆に村民が苦しんでいるのが実情であります。

そこで、村長、プレミアム商品券の発行を計画してはいかがでしょうか。発行すれば、村民の購買意欲をかき立てるとともに、村内の商店等も潤い、村の活性化につながるかと思えます。近隣の市町村でもプレミアム商品券を発行していると承知しておりますが、村長はプレミアム商品券の発行を商工会に要請し、村内の景気浮揚を図る考えがあるかお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えいたします。

プレミアム商品券の非常な効果につきましては、議員お話しのとおりでございます。周辺でも今お話しのような状況から、発行している自治体もあるやに聞いております。前回、西郷村は発行を商工会と一緒にやったことがあります。その際、いろいろ指摘の分野もございました。いろいろ調整をしてさらなる調査の上、議員ご提言のことを踏まえまして検討していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 数々のご答弁をいただきましてありがとうございます。これからも私、商工会振興と地域活性化に向けて頑張っていく所存でございます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木宏始君） 6番仁平喜代治君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時20分まで（不規則発言あり）休憩でいでしょう。2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後2時20分)

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

16番、室井清男君の一般質問を許します。なお、室井清男君より一般質問の一部取り下げの申し出がありました。

それでは、16番室井清男君の一般質問を許します。16番室井清男君。

◇16番 室井清男君

1. 故徳田進君の葬儀取り扱いについて
2. 教育委員長に正す（学校教育・社会教育）

○16番（室井清男君） 16番。ただいまより一般質問を行います。

質問に入る前に、徳田進さんがお亡くなりになりまして、冒頭の初めての予算議会でございますので、ここで徳田進君のみたまに対しご冥福をお祈りいたす次第でございます。長い間大変ご苦労さまでございました。

それでは、本論に入るわけでございますが、先ほど来から村長答弁がすっきりいっておりませんので、しばらくの間混乱したこともございましたが、私も先ほどのような村長答弁だとすれば、村長を信頼することはこれできません。ですから、村長答弁はいつが答弁しても責任のあるきちんとした答弁をしていただきたいと思います。

それで、これは先ほど来、15番議員佐藤富男議員からも村長は言われたと思いますが、この一般質問というものは、質問したものに対して率直に答弁すればいいのであって、質問者に対する反論するものでは、これはないのでありますから、十分お気をつけの上、答弁を願いたいと思います。まして、佐藤富雄議員は村長の答弁は信頼できなから課長さんに聞くという場面もありました。だが、これは私は村長に聞く以外に聞くところがないものですから、私は率直に質問するんですから、答弁していただきたいと思います。

それでは、議長にお願いでございますが、議長から先ほど来、一部取り消しというご報告があったと思いますが、2番の学校教育・社会教育について、これは教育委員会の活動方針の中でもってどういう活動をしておられるのかということをお聞きしたかったのでございますが、本日教育委員長さんのご都合が悪いということでございますので、この一部を取り消させていただきます。

○議長（鈴木宏始君） わかりました。

○16番（室井清男君） それでは、村長に伺いますが、徳田進君の葬儀の際に村長は弔辞を読まれたわけでございます。その弔辞の趣旨というものは、あのときはっきりと聞き取れなかったわけでございますが、どのような趣旨を述べておられたのかここでご発言願います。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後2時25分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時26分）

○議長（鈴木宏始君） 通告書を見ますと、質問事項に故徳田進君の葬儀取り扱いについてというふうなことの通告が出ておりますので、村長からは答弁を願います。今の質問に対しても答弁を願います。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 16番室井議員の一般質問にお答えいたします。

冒頭、答弁がよくわからないという話で、簡潔にというお話でございましたが、私もこの通告書のとおり、合同葬とする気はないかということだけ考えておりました。今の件についてはどのようにということですが、内容ということですね。（不規則発言あり）弔辞でございますので、故徳田氏の遺徳をしのび、事績を列挙して、そして村政に対する取り組みとかあるいはこれまでの数々の事績等を披歴して、そしてご冥福を祈る趣旨のもとに弔辞として調整したものでございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 多分、村長のあの弔辞はそうではなかったかなと思われま。だが、これはなにか今後ろのほうでごちゃごちゃと、これは一般質問ではないだろうなんていうようなことを言われたが、私は、これは社会教育上絶対に必要なものであるから質問しているんですよ。誰だ、そこで言ったの。徳田進君の場合は、あの葬式は一般の葬式と全く同じだったでしょう。あの暗い、あの狭いところで、あの葬式をやったということは、これは徳田進君に対しては申しわけないとして、この広い社会に対しても申しわけないことじゃないですか。村長、そう思いませんか。全くわかりませんか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そのように言われますが、果たしてそうなのかと、今そういうことを言っているのかどうかという気がいたします。やはり故人のご家族等といろいろお話をされたりということであの式典というものが終わったと。今申されたのが本当にそういうことなのかというふうに私は思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 前例があるんですよ、前例が。その前例に従わなかったというところに一つ問題があるんです。歴代村長の佐藤帰一氏、これは村長、自分のお父さんだからよく知っているでしょう。佐藤帰一村長は、あの石井兵美議長がお亡くなりになったときにどういう措置をとったか、村長はその頃子どもだったからよくわからないと思うんですよ。佐藤帰一村長は、現職の議長がお亡くなりになったのだから、これは一般の葬式では済ますことはできないんだということで、みずから葬儀委員会を打ち上げて、そして佐藤帰一村長はみずから葬儀委員長としてやったんですよ、あれは。それで、これはただ石井家だけの葬儀ではないんだ、これは社会全体の葬儀であるということで、石井家と西郷村との合同葬儀を打ち上げたんですよ。そこで、村民葬として、あの羽太のあそこのところでも大きな看板をかけて、村民葬としてあの葬式を盛大に行ったんですよ。それを見たときに、村民はなんと思いましたか。石井議長は常に立派な人だったから、葬儀も立派にさせていただいたと。その裏には、私も石井議長のように人のためにならなくちゃならないんだと、世の中のためにならなくちゃならないんだという気持ちでもって、村民葬として打ち上げたんですよ。そういう経過がございます。

その次に、今度、佐藤帰一さんが紺綬章という叙勲を受けたわけですよ、叙勲を。

その叙勲を受けたときに一番悩んだのは、鈴木平作村長はかなり悩んじゃったんですよ。その悩んじゃったということは、村長の地元には真船和春さんがおったんです。2番議員の真船議員さんよく知っていますが、和春さんの関係と佐藤帰一さんの関係はよく知っていると思うんですよ。それで、いろいろなそういう関係があったんだけど、それで鈴木平作村長はかなり悩んじゃったんですよ。その悩んじゃったところへ和春さんが飛んできて、そのときには私もおりました、そこに。佐藤帰一氏の叙勲祝賀会をやってくれないかということを書いてきたんですよ。そのときに、その一言でもって、鈴木平作村長は、一番悩んでいたところが、和春さんからそう言われれば、これはもう喜んで俺はやるよということで、そのときに叙勲祝賀会の実行委員長として、鈴木平作氏自身も実行委員長になって、あのホテルサンルートの大広間でもって、国会議員から県会議員からかなりの来賓を招待して、そして佐藤帰一さんと奥さんと壇上に並べて、それでそこで堂々たる叙勲祝賀会をやったんだと、そういう経過があるんです。

これは、なぜそういうことをやったかと申しますと、叙勲を受けたということは、これ叙勲を受けてなんの利益になるんですか。村は腹いっぱいになるわけでもないし、お金がもうかるわけでも何でもありません。個人に対しては何もないんですよ。何もないんだけど、こういう立派な行事をやることによって、これが世間に広まる。これが社会教育法が示しているんだ。村長、社会教育法の3条を示してください、第3条。社会教育法に何と書いてあるか、それを示してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えいたします。

いろいろわかりましたが、親のことを今申されましたね。いろいろ、この叙勲は別ですね、これ。今合同葬のご質問ですね。合同葬のご質問だというふうに認識いたします。

故徳田氏は、お話しのとおりです。消防団長を務められた。それから、模範である。まことに議員申されたとおりのこと。私もそう思います。現職消防団の団長ということで、まことに団員一同、敬意を表する、それから、ご遺族との関係、いろいろ調整されました。合同葬とすべきではなかったか。石井前議長、現職でありましたですね。現職ということですね。ということで、これまで合同葬といったものが、もちろんどなたも当てはまればということは本当に提携ができればいい、何の躊躇もなくできるわけであります。

しかしながら、私たちは、村民の代表、村民として如何なる手をとるべきかということなどを常々考えます。そのときに全員を対象としてすべきなのか、いや、これはやっぱりそういった儀礼といいますか、式典、そういったもののあり方についても考えるべきではないかということがあります。村としてどのようにしたらいいのかということもいろいろ調べました。県についても過去の事例を参考にその都度判断ということしか申されておられません。誰がどういった場合はということも定型的にはありません。福島市についても、消防団団長、議員であっても、過去に市長が亡くなったときもあ

りましたが、合同葬ではないという、協力という形をとった。

しかし、私がこれまで、引き合いに出しては失礼かもしれませんが、前白河市長であったり、あるいは中島、泉崎村長さんがお亡くなりになりました。いずれも現職ということで、まさしく今まで継続していたものがある日突然中断される。これはまさに青天のへきれき、どのようにすべきか、もってめいすべしだということで、村民あまねく、現職についてはということで、合同葬ということをしたわけであります。

お話のとおり、ずっとこれまでさかのぼってまいりますと、消防団長、あるいは議員がりましたが、お話のとおり、石井議長さんにおかれましては現職ということで、昭和46年2月23日、羽太の大龍寺において石井家、西郷村、西郷村議会の合同葬ということが営まれたというふうに書いてあります。これは、やっぱり各市町村、あるいは合同葬を営む場合の基準を定めなければなりません、おっしゃられるとおり。やはりどの事績をもってすべきなのかというふうになったときは、やっぱり今現職ではないかという一つの方向が見えてまいります。議長であって現職であると。その次に、西郷村議会副議長鈴木隆士氏のご逝去された折には、これは市とそれから鈴木家と西郷村議会の合同葬というふうに書いてあります。

結局、どの部分をもってすべきなのかということは、いろいろ追々悩んで、そして一つの結論を出したのかなというふうに私は思っております。議長として現職であったということ、それから副議長という職にあった現職であったということで、議会との合同葬というふうなことも出ております。いろいろご指摘の筋につきましては、よく承知しているつもりではありますが、なかなか線を引いてということには今回至らなかった。社会教育法の3条とどうかと、「国及び地方自治体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」1項、2項云々、3項国及び地方自治体はということで、この家庭教育の向上に資するまで協力しなさいというふうに書いています。いろいろご指摘は歴史的にもお話承りましたので、今後とも、どの部分をもってそういった対応をすべきかについては、議長を通じて相談していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今村長が言われるように、どの部分をもってこれから対応していくか検討するんだなんていうことは、村長はまだ勉強不足なんです。社会教育法の第3条の趣旨に基づけば、社会教育というものは、あらゆる場所、あらゆる機会を捉えて社会教育が行われるんだということを、はっきり社会教育法の3条で明記されているんです。そうした場合、そこでもって、あらゆる場所、あらゆる機会ということは、当然、徳田進氏だって藍綬褒章をいただいているんです。藍綬褒章をいただいたとか、村長のお父さんのように紺綬褒章をいただいたとかかということ、これは世の中の鏡なんです。藍綬褒章をいただいたということは、その世の中の鏡

を、あらゆる場所、あらゆる機会を通じてこの広い世間に広めていかなくちゃならないですよ。それをやるのには、かなりの催しをやって、そしてそういう行事をやったとしたならば、一般から見られたときには、徳田さんは藍綬褒章までいただいて、そしてそれは裏づけは何だと。消防団長を何年も何年もやって、そして消防団の頂点にいたわけなんです。頂点にただけに、徳田進氏はあの病気があったときには、これは病死とはいうけれども、本当に私は婆さんによく聞いたんです、死因を。そうしたら、あのときに救急車を使えば命をなくすようなことはなかったんですよ。それを、婆さんが救急車で行けと言ったときに、今私が救急車を使っているうちに村民から救急要請があったときにはどうするんだと、俺は自分の車で行くからいいと言って、自分の車でいったんじゃないですか。そうした場合には救急車を使えば命なくさないで済んだものを、そういう事情があるから使えないで命をなくしたの。これは病死とはいうけれども殉職に等しいんです、殉職に。それだから、これ当然、それらを考えたときに、社会教育というものを、今西郷村は社会教育うんと遅れているんですよ。今日、教育委員長さんいたら、教育委員長さんのお話を聞いたときに私は涙を流したような経過もございますから、今日はおられないからこの次の議会でも教育委員会のほうのことをやろうかなと思っていますが、そういう状況の中でもって、この社会教育というものを行うわけなので、これは人間1人だったら政治はないんですよ。この世の中に人間1人しかいなかったとしたら政治はないんです。2人になることによって、そこに政治というものがあり、行政というものがあり、教育というものがあり、そこに発生するんですから。これほどの人間が増えれば増えるほど、社会教育というものがどんどん伸びていかなくちゃならないんです。それを伸ばす、伸びていくようにする、これは西郷村の最高執行者の責任じゃありませんか。

今、どうなんです。村長、考えていますか。世の中が世の中を悪くしているんですよ。今、子どもさんが道路の脇、雨にずぶ濡れになって歩いている。それを車でいったときに、家まで送ってやるから乗れと言ったら、乗らないで車から子どもさんが逃げていくんですよ。これ誰が悪いんですか。世の中を今つかさどっている我々に大きな責任があるということを村長考えていないんですか。これ、どこで知って、どういうふうにこれからの教育を伸ばしていくんですか。それをやらないから、私はここで文句を言っているんですよ。なんでやらないんですか。やるとすれば、西郷村の最高執行者は村長だけなんです。やるかやらないかは村長の考え方一つでできるんです。そうした場合に、あの徳田進さんの葬儀を西郷村民葬としてやるだけの価値は十分あるんですよ、藍綬褒章までいただいているんだから。社会から世の中の鏡だということも認められているんだから。そうしたならば、そこに西郷村が参加して、もとはこういう文化センターみたいなのがなかったから、そこまでは行かなかったけれども、今やる気だったら、この文化センターに祭壇をつくって、そこで堂々たる徳田進さんの葬儀をやることもできたんじゃないですか。そうしたら、それが広まっていけば、徳田さんは何年も何年も消防団長をやったりして、そして人命を救ったりした、あの徳田さんの8・27の災害、今度の震災の災害、そのときにはもうほとんど事務

所に張りついていたんじゃないですか。そして、指示を受け、指示をし、それも絶えず、あの人は西郷村民の人命を尊重するというのに絶えず打ち込んでおったんですよ。それを世間に対して広めることができない。ただただあの暗いところでもって一般の葬儀で済ませられたなんていうことは、こんなことは西郷村の村民としても許せないですよ、こんなことは。そういうことを、やるべきことをやらないからなんです。

先ほど来申し上げましたように、佐藤帰一さんの叙勲祝賀会をやったのだから、立派だということを広めて、私も佐藤帰一さんのような人間になりたい、ああいう佐藤帰一さんのようなことをやってみたい、それは人のため、世のためになることをやってみたいという気持ちをあらわすことができるんですよ。それをやらないで、なんで社会教育法のあの3条の精神を生かすことができるんですか。そこに私は腹を立てているんです。

それが一番の不満だったんですが、この社会教育というものは、どのように大切かということ、村長は4号国道を真っすぐずっと仙台のほうに行くと、白石市がありますよ、白石市。そしてその白石と宮城蔵王というもののちょうど境あたりになっていますか、そこの上から下がって行って右側のあの道路の端に小野訓導殉職の地と書いてあるんです。その小野サチコと書いたって、名前ちょっと忘れましたが、小野訓導殉職の地と書いて、大きな看板が今でも出ているんです。それを聞いてみたら、今、何十年か前のことの話だと思えますが、そのところはなにか教科書に載ったということも聞いておったんですが、教育長、心当たりがあったらひとつお話ししていただきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 室井議員のご質問にお答え申し上げます。

私も、残念ながらそのお話、若いというのか、小さいころにちょっと聞いたような話はするんですが、うろ覚えでいまして、しかも教員のことでありますのに、まことに申しわけなく思っています。

今朝ほど、ちょっとその殉職という話をお聞きしていたものですから、殉職ということで資料を学校教育課のほうでちょっと調べてもらいまして、その資料をもとにかいつまんで申し上げますがよろしいでしょうか。

今お話あった方は教員で、小野さつきというお名前の方でございます。この方は、明治34年にお生まれになられまして、大正11年に亡くなっている方です。水難事故に遭った教え子を救おうとして殉職された方でございます。概要を申し上げますと、大正11年7月7日、七夕の日に白石川河畔で野外の写生を指導中に、川の深みにはまって溺れた生徒3人がおりましたが、その子どもさんをみずから川に飛び込んで救出をしようとして、3人のうちの2人は救出しましたが、1人は残念ながら結果的には亡くなりました。その際に、みずからも川の深みに、はかまをはいていたことなども偶発であったかと思えますが、そのようなこともあわせて、その子どもさんとともに溺死したということで、その後、その水難事故の経緯などが知れるにわたって、先生のとった行動がということで顕彰碑が建てられたというふうに書かれていました

ということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 教育長さん、大変ありがとうございました、お調べしていただきまして。この小野さつき訓導、あそこの4号の道路のへりに今でも幅何ぼ、1メートル50ぐらいありますか、高さは4メートルか5メートルぐらいあると思います。その大きな看板が今だって立っているんです、大正時代のことのやつが。これはなぜかといったらば、責任と任務というものは、自分の命よりも大切なものだぞということそのくらいはっきりとして示しているんですよ。それだから、今だってその名が消えることなく、大正時代のやつが今だってあの看板が立っているんです。いつも、私はあそこを通るたびに多分そのようなことではなかったかなと思いながら、頭を下げて私はあそこを通っています。

そういうふうに、全ての行事というものは、社会教育に一番大きく影響するものから、今回の徳田進さんの葬儀だって、当然この文化センターのあの壇上に花をいっぱいあげて、そしてあそこに大きな祭壇をつくって、そこで堂々たる西郷村と徳田家の合同葬儀をやって、この広い世間に示すべきだったんです。これが村長のやるべきことなんですよ。それを、やらないから、やらないし、そのことで何の相談もなかったんじゃないですか。そのときに何かの相談あったら、私はそれを主張しましたよ。多分、何かの形で何か広めるようなことをやるのではないかなというように考えておったんですが。だから、今いろいろなこの世の中がこういう問題が起きているというのは、やっぱり社会教育の遅れなんですよ。

だから、この前、教育委員会の委員長さん、菊池先生が、今から3年前、4年前だったですか、あの文化祭の表彰式のときに挨拶でもってこう言ったんじゃないですか。今、学校教育の中でも子どもたちに対して大きくなったら世の中のためになるんですよ、人のためになるんですよという教育も難しくなったということもはっきり教育委員長さん言っていた。これはどういうことかということ、私は、その裏を返して私なりに判断していることですが、教育委員長さんの申されたあのことは、これは今小さい子どもたちの切実なる叫び声なんですよ。世の中が寒いですよ、世の中が冷たいですよという、その子どもたちの叫び声であるというように私は理解しているんです。それだから、何らかの形でもってこの世の中を温かくしなくてはならない。私たちも、今が今まで何とか世の中を良くしよう、良くしようということで努力したんです。結果的にあけてみたら、世の中はもう冷え切っていて、子どもたちにまで叫ばれるような始末は一体何事なんだと、これに私は大きく責任を感じているんですよ。

だから、もう何かの行事があった場合には、やっぱり社会教育というものは絶対にこれは人間生活の根幹であり、この世の中の根幹であるんだから、外すことができないんですよ、これは。じゃ、それを村長がやるべきことをやらないから、何たることだと私は今まで腹立っていました。どうですか、こういったことに対して。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えいたします。

申されることはよく承知しているつもりです。合同葬がどうかということに戻ります。1つは、やっぱり現職で我々は仕事ということは村民の期待にいつも応えている、要するに100%の力をもって今行政は流れている、そういう状況にあります。これが寸断されるというふうになりますと、やっぱり現職のそのリーダーたる者がといった場合は、まことに住民にとっては大変なことでもありますので、そういったことでということで、先ほど申しましたとおり、議長が現職であった場合とか、あるいは副議長であっても合同葬で、議会と合同葬ということを先輩は選択されたと。

今回、申されたとおり、褒章等も受けているということもあります。では、議員とそういうことを足していった場合どうなるという話もしました。しかし、事はということに考えたときに、なかなか難しい嫌いがあるというふうに思っております。

ただ、もう1面がございます。今回、褒章を団長は受けられましたが、実は辞退しておったと。去年も。今年も辞退しようとしてました。なかなかこれは、私は申し上げたことありませんでしたが、なぜそういった行動だったかといいますと、徳田議員はまことに晴れがましい席とか、そういったことはみずからなかなか遠慮がち、そういう性格を持っていた人だと。それで、ぜひとも、そういったことになってしまうとやっぱり順番がございます、言ってみれば。先輩が辞退されたならば次の方も辞退ということが出てくれば大変だとか、いろんなことを考えあわせて、最終的には受章されたという経過があった。実は、この世の中にはいろんな考えがあると思いますが、徳田議員はまことにそういった部分については遠慮深く、思慮深く、かつて森鷗外が、我死ぬるときは石見の国森林太郎として、石に、石碑に刻んでありますね。要するに、晴れがましいというよりも、市井の一個人として人生を全うするのも一つの方法ではないかというふうに言われた人がいますが、徳田議員も実はそういった側面を持っていたわけでありまして、ましてや、この褒章の祝賀会をどうかといったときについても、なかなかみずからということは首を縦に振らなかったと。そういった故人の思い等を考えあわせたときにやっぱり、申されたことはよくわかっているつもりです。事績を挙げて、そして世の中の風潮をつくるべきだというのはそのとおりだと思いますが、やっぱりこのことは、そういった時代背景、あるいは故人の遺志、あるいはこれまでの先輩のとってきた行動に倣うとか、そういったことも一つの判断材料じゃないかということ考えた結果でございますので、ただ、議員申されましたとおり、社会教育においてはそういったことを間断なく行うことということは、法律要件でありますので、これが一つの事象、あるいは並列なものもあるかどうか、あるのかもしれませんが、そういったことを捉えてよく考えて実施していきたいというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 村長、そんな今村長が言ったことは当てはまらないんですよ。遠慮されたからやらなかったんだとか、徳田議員が望まなかったからやらなかったとかという、その理屈は当てはまりませんよ。遠慮されて辞退したにしろ何にしたにしろ、徳田議員にはそれだけの価値があったからこそ、授章を与えるということがそこで発生したんじゃない。でも、人間的にはそこまでの価値がある人なんですよ。その

価値のある人を世の中は高く評価してやらなくちゃならないですよ。それで、叙勲祝賀会のほうも首縦に振らなかったというが、私は12月の定例会の終わりのときに、議会を閉めてから皆さんにはかっているんですよ。徳田さんの叙勲祝賀会をやろうじゃないかと。そうしたら、皆さんから室井は実行委員長としてやれということをおつたんです。ところが、年明けてみたらこういう結果になったということで、何もできなくなったんですよ。それだから、辞退しようと思つた、それだけの価値のある人なので、その価値を高く評価してこの世の中に広く広めていかなかったならば、これ社会教育なんていうのは成り立ちませんよ。これはもう当然私は今ここで、村長はいかに言い逃れのことを言っているが、村長にやる意思がなかったからできなかったんだというだけにしか私は受け取っておりませんよ。

議長、これ以上ここで並べたつてしようがありませんから、これで私の一般質問は終わりにします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ちょっと待ってください。ちょっと休憩して、16番にお願いしたいことが。

暫時休憩いたします。

（午後3時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時03分）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 先ほど発言の中で、私は徳田進議員の叙勲に対して、紫綬褒章ということをお願いしたんですが、この間確かめたときにはなにか紫綬褒章であるということをおつたんですが、聞き違えだと思ひまして、これは藍綬褒章というようにひとつご訂正願いたいと思ひます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日3月13日は休会とし、あさつて14日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後3時03分）